

平成18年8月1日

南海毛糸紡績株式会社  
代表取締役 中川 猛

再生手続終結のご挨拶

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

弊社は、去る平成15年3月28日大阪地方裁判所に民事再生手続開始申請を行い同年11月25日に再生計画認可の決定をいただき、同年12月24日の経過をもちまして、同決定は確定いたしました。その後今日まで約2年半に亘り再生計画を着実に履行してまいりました。お陰様をもちまして再生期限の平成20年10月末日を待たず、本年7月20日付で再生債権の未払残額全額を繰上一括弁済することができました。その結果、8月1日大阪地方裁判所より下記のとおり再生手続終結の決定通知をいただくことができました。

これも偏に取引先をはじめ関係各位の絶大なるご支援、ご協力の賜ものと深く感謝申し上げる次第でございます。弊社を取り巻く繊維業界は今後も厳しい経営環境の中ではありますが、役員一丸となって確固たる収益基盤を構築し二度とご迷惑をお掛けすることのないよう努力いたす所存でありますので、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

先ずは略儀ではございますが、お礼方々ご挨拶申し上げます。

敬具

平成15年(再)第23号 再生手続開始申立事件

決 定

大阪市中央区伏見町二丁目6番6号  
再生債務者 南海毛糸紡績株式会社  
代表者代表取締役 中川 猛

主 文

本件再生手続を終結する。

理 由

本件につき、再生債務者は、再生計画を遂行したので、再生債務者の申立てにより、主文のとおり決定する。

平成18年8月1日

大阪地方裁判所第6民事部

裁判長裁判官 林 圭 介

裁判官 島 崎 邦 彦

裁判官 和 田 は る 子

これは正本である。

前同日同庁

裁判所書記官 宮 浩

